明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（一五七）　二

○表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の施行期日を定める政令（一五八）　二

〔告　示〕

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一六六）　二

○日本国に帰化を許可する件（同一六七）　三

○ブルキナファソ政府に対する贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件（外務二〇五）　三

○食糧援助に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件（同二〇六）　三

○アフガニスタン・イスラム共和国におけるノンフォーマル加速教育プログラム改善・普及計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の書簡の交換に関する件（同二〇七）　三

○グレナダ政府に対する贈与に関する日本国政府とグレナダ政府との間の書簡の交換に関する件（同二〇八）　三

○カンボジア王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同二〇九）　三

○パキスタンにおけるアフガン難民及びホストコミュニティのための保健、教育、水及び衛生環境改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件（同二一〇）　三

○保安林の指定をする件（農林水産一三七二～一三七九）　四

○保安林の指定を解除する件（同一三八〇、一三八一）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一三八二～一三八九）　四

○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和一事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件（同一三九〇）　五

○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一七〇～一七三）　六

○指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（沖縄県公安委一二五）　七

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　法務省　最高裁判所　石川県　岐阜県　愛知県　大阪府　山口県　愛媛県　福岡県　札幌市　仙台市　京都市　神戸市　七

〔叙位・叙勲〕　七

〔皇室事項〕　七

〔官庁報告〕

官庁事項

組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）　八

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　九

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　一〇

会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一五七号）（総務省）

1　令和二年四月一日から水戸市及び吹田市を地方自治法第二五二条の二二第一項の中核市として指定することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一五八号）（法務省）

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第一五号。附則ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は令和元年一一月二二日とし、同法附則ただし書に規定する規定の施行期日は令和二年一一月一日とすることとした。